

スラバヤ日本人学校PTA規約運用基準

第1章 目的

第1条 この基準はPTA規約を補完するものであり、規約運用にあたってその基準となる。

第2章 役務の分担

第2条 広報委員は、新聞の発行・編集・印刷・配布の任に当たる。

第3条 校内交流委員は、校内における子どもたちの健康衛生状態を向上させる活動や会の発展に関係のある有識者の講演会・親睦会等を企画する。
また、学校が企画する学校行事等の実施に当たり、学校の要請に応じ保護者としての役割を提供する。

第4条 慶弔規定に関する実務(贈与品の購入・贈与行為)は、会長・副会長がその任に当たる。

第3章 予算

第5条 各委員会は、年間行事計画とそれに伴う予算案を役員会に提出し、審議調整の後、総会の承認によって執行する。

第6条 各委員会は、決定した予算額の使途を明確にした上で自由裁量できる。

第7条 年度途中で予算に不足をきたした場合は、役員会を召集して調整する。

第4章 基準の変更

第8条 この基準に更改または追加の必要がある場合は、役員会によって決定する。

附則 この基準は、1979年6月11日より実施する。

1984年3月14日 一部改定

1990年3月14日 一部改定

2006年2月28日 一部改定

2024年2月6日 一部改定